



制御棒挿入時間を「審査対象外」とした国を 設置許可基準規則の内容で原告側が批判

「要援護者の屋内退避は死を待つようなもの」…報告・交流会での鈴木絹江さんのお話

9月12日(金)14時30分から、大飯3・4号の国相手の行政裁判の第11回法廷が大阪地裁202号大法廷で開かれました。前回の法廷では傍聴席91席に入りきれなかったことから、今回は原告席(法廷のパーの中)に20数名の原告が座ることになり、傍聴席は開廷15分前の抽選となりました。抽選に並んだ傍聴希望者は91に達しなかったので今回は抽選がなく、今回はあふれるぐらいに集まろうという声が聞かれました。関電の傍聴者が15名程ありました。全体で100名強で裁判に臨みました。たくさんの傍聴の熱気が裁判官にも伝わったと思います。

法廷では、まず裁判長から書面の確認が行われ、原告から準備書面(7)、被告から第6準備書面の陳述がありました。今回の法廷の争点は、地震時の制御棒挿入時間の基準値2.2秒が国の審査対象かどうかにあります。というのは、被告・国は6月4日付け第5準備書面で「制御棒挿入時間は、設置許可基準規則4条3項の審査対象外の事項である」と述べ、「原告らの見解を明らかにされたい」としていたためです。

原告は今回の準備書面(7)で、設置許可基準規則4条3項とその解釈等を取り上げ、地震時にも適用される基準であることを主張しました。また、国は答弁書の段階では基準であると認めていたことも指摘しました。法廷では、原告側武村弁護士が準備書面(7)の内容を説明した上で「審査する国が対象でないというのはとんでもない」「国は内規で認めている。裁判で否定するのは許しがたいこと。根拠を明らかにして反論してほしい」と国に迫りました。また冠木弁護士より、地震動評価で原告側が主張している武村式についての反論を国はできるだけ早く出しほしいと要求しました。次回期日は12月12日(金)14時30分からとなりました。次回も大勢で傍聴しましょう。

報告・交流会——「屋内退避」は障がい者には「座して死を待つようなもの」

裁判終了後、近くの会場で報告・交流会が行われました。まず、今日の法廷について、武村弁護士、瀬戸弁護士より解説と質疑応答が行われ「地震時にこそ制御棒が入らなければならないのでは」等の質問ややりとりがありました。

その後、原発事故の避難計画の問題について、福島県から避難している鈴木絹江さんのお話や8月31日に行われた福井県の防災訓練の監視行動の報告等を聞きました。

鈴木さんは自らも車いす生活を送りながらNPO法人ケアステーションゆうとびあの理事長でもあります。福島事故での避難では、薬がいつ手に入るかわからないので小さく分けて1/2や1/4にして飲んでいた人の話や、トイレに時間がかかって1時間も占拠してしまうのを恐れ必要な利尿剤を飲まずに足がパンパンにむくんでしまった人の話などがありました。原発事故の「屋内退避」は障がい者にとってはヘルパーも来ないので実際には生活できない、避難先が体育館では動くこともできずトイレも使えないため、ホテルや旅館を目指すべきだとの話をされました。要援護者の避難は、原発事故避難がいかに困難かを端的に示す問題です。

福井県内の医療・介護施設にアンケートを送っており、今後回収や聞き取りを行います。



2014年9月17日

おおい原発止めよう裁判の会 事務局